

## 各種団体の お知らせ

このページには  
各種団体からの  
お知らせを  
掲載しています。  
お問い合わせは  
各団体へお願いします。

# 町内会通信

■発行・編集：芽室町市街地町内会連合会

■発行責任者：会長 宮田捷一

■事務局：めむろ町民活動支援センター内 (☎62-0413)

## 第13回芽室町市街地町内会連合会活動研究大会の開催報告 その2

芽室町市街地町内会連合会副会長(緑町東町内会会長) 伊部 実

11月22日(日)に、めむろ一どで開催された「第13回町内会連合会活動研究大会」について、昨年の広報誌12月号に引き続き報告します。

この活動研究大会には、47町内会から約110人の会員が参加されました。

宮田会長は「住民は町内会に対して、防災活動、高齢者への援助などの『助け合い活動』に期待を寄せている。地域が果たす役割を研究し(今後の町内会活動に)役立てていこう」と述べ、宮西町長・三寺社会福祉協議会会長からも挨拶をいただきました。

大会では、芽室消費者協会寸劇サークルの公演後、5分科会に分かれ司会・記録者を中心に協議が行われました。



第2分科会の様子

### 高齢者支援のあり方を議論した分科会

町内会による高齢者支援の内容や実践上の課題、解決策などについて議論しましたので、討議の一部を紹介します。

#### 高齢者の支援のあり方

- 安心と安全のために「ささえあいカード」を作成している(災害時に使用)。カードの回収率が思ったより高い。
- 除雪の手伝いをしている(重機所有者による支援)。
- 独居老人の家庭訪問(安否確認)を定期的に行っている。
- お茶懇・野遊会を通じて高齢者を支援している(助け合いチームの結成)。
- 敬老会を行っている町内会が多く、中には祝い金を出している町内会もある。

具体的な活動として、会食、温泉旅行、見学会などは多くの町内会で「親睦・交流活動」として実施されていますが、今後はさらに活動内容を発展させ、支援の必要な人に支援の手をさし

のべる「助け合える町内会」づくりに目を向けていく必要があります。

#### 町内会加入率向上を目指して

町内会の中には会員が少なく「助け合いチーム」を結成できない町内会もあり、近隣町内会による連携も検討していかなければなりません。

町内会未加入世帯は、マンション・アパートに入居している人に多く、入居者の多くは仮住まいの意識が強い傾向にあります。

加入の促進については、子どものいる世帯は、子ども会を通じて加入を勧めたり、マンションのオーナーに協力を求め、加入を条件に入居を決めてもらったり、さまざまな取り組みが進められていますが、加入の特効薬はないようです。

また、町内会運営上の悩みと解決策については、どこの町内会も役員のみ手が少なく同じ役員が長く担っている一方、役員選出に大変苦慮していることから、輪番で役員を担っている町内会もあるのが現状です。また女性の役員も少なく、活動もマンネリ化してきているので工夫が必要です。

●このコーナーは、町内会連合会理事が順番に担当します

## ストップ・ザ 悪質商法

### 芽室消費生活相談室

めむろ一ど3階  
TEL/FAX62-6556

## 賃貸アパートの退去時に「立会料」の請求が… 支払わなければならないの？



**問** 6年間入居していた賃貸アパートを、来月初旬に退去することになった。今回、引っ越すことを管理会社に申し出たところ、「荷物を出した後に、一緒に部屋を点検するので『立会料』10,500円を支払うように」と口頭で請求された。契約書には『立会料』の記載は一切ない。

また、契約書には月の15日までに退去する場合は、その月の家賃は半額と書かれていたので、その旨を伝えたところ「大家に相談してみないと半額にできるかわからない」と言われた。

管理会社は2年前に変わったが、その際「管理会社に変更になりました」と通知が来ただけで、契約内容が変わるようなことは一切記載されていなかった。現在の管理会社の言い分に従わなければならないだろうか。 (30歳代 女性)

**答** 入居中に管理会社が変わっても、契約内容は契約時の内容が活かされますので支払う必要はありません。立会料を借主から徴収することが、たとえ契約書に記載されていたとしても、消費者契約法の不当条項(消費者に不利益な条項)にあたると考えられます。また、家賃についても同じく当初の契約内容が活かされますので、途中で管理会社が勝手に変更することはできません。相談者には、その旨を管理会社に伝えるよう助言しました。

### 消費者へのアドバイス

これからは不動産の契約が多くなる季節で、何かと不安を持っている方もいると思います。トラブルにならないためには、**契約書を必ず確認すること**です。契約書にサインした以上は、そこに書かれてあることはすべて同意したことになります。わからないこと、不審に思うことは遠慮しないで聞き、納得してから契約しましょう。口頭での約束事はしっかり書面に記録しておくとういでしょう。

## 「臨時専門相談窓口」開設日のお知らせ

・賃貸アパート等の契約トラブルについての相談(宅地建物取引業協会相談員対応)  
2月27日(土) 13:30~15:30

場 所 めむろ一ど3階 芽室消費生活相談室  
申 込 み 事前予約制 1日4名まで  
申 込 み 先 芽室消費生活相談室 電話62-6556



専門相談